

No. 354

全ヤ

12/89

ルンビニー園復興にご協力を



マヤ堂を崩壊に追い込む菩提樹の根

全日本仏教会

第9回 同和研修会

奈良の橿原、御所両市で 70余名が参加して開く

本会主催の同和研修会が、去る十一月十四・十五の両日、奈良県下の橿原、御所市で開催された。本年度、九回目を迎えた同和研修会だったが、初めての企画としての現地研修会でもあったために、本会加盟の宗派、都道府県仏教会、各種団体から七十余名が参加、熱心に研修を行った。

十四日午後一時、橿原市大久保隣保館



(上)は橿原市の洞部落跡を見学する研修会参加者(下)は熱心に説明を聞く参加者

で、現地研修の開会式が行われた。参加者全員による三帰依文唱和につづき、白川事務総長が開会の辞、飯降尹一同宗連事務局長挨拶の後、本会同和委員会の蓮池瑞旭委員長がオリエンテーションを行い、開会式を終了した。

次に、部落解放同盟奈良県連合会執行委員・辻本正教氏が資料とスライドを併用しながら、洞部落の説明を行った。

その後、辻本氏の案内で洞部落跡を見学。神武天皇陵の拡張にともない、穢れたものとして強制移転をさせられた洞部落の跡は、御陵敷地内にあった。

当時は田畑、宅地、墓地、神社、寺院、池を含め約四万坪の広さを持った部落であり、二〇八戸、一〇五四人が住む村であったが、現在は雑木林と化していた。辛うじて当時を偲ぶ物は、共同井戸跡と昔の人が手植えたと思われる棕櫚の木だけだった。被差別部落の実態を目の当たりにし、無念の涙を流した当時の人々の事を思い、胸に迫るものがあった。

午後四時半、バスで御所市へ移動、西光寺を訪問。当寺は全国水平社創立者の一人である、西光万吉(本名清原一隆)ゆかりの寺である。西光寺住職・清原草

宣師から、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」の水平社宣言文を起草し、また荊冠旗をデザインした西光万吉の面影を伝え聞き、参加者は深い感動を受けていた。

その後、宿舎の奈良市春日ホテルに移り、午後七時半から懇親会が行われ、第一日目の日程を終了。

第二日目の十五日は、午前八時半から、辻本正教氏が「部落問題と穢れ観」をテーマに講演を行った。

辻本氏は、御自身が執筆した『けいはつ「ケガレ」意識を考える』をテキストに講演。部落問題を語る時、部落差別の起源について従来いわれて来た「政治起源説」等がある。しかし、辻本氏は穢れ観を「ケガレ」の語源から探り、陰陽道にその源を見るところという説を述べた。一つ一つの漢字を、わかりやすく分解してその語源を説く話に、参加者は熱心に聞き入っていた。

引きつづいて、参加者との質疑応答が行われた。あいついで出される質問に、改めて参加者の熱意と、今回の研修が大いに意義のあるものである事を、確認させられた。

午前十一時から閉会式が行われ、蓮池委員長が、同和問題への今後の取り組みに対する決意を含め挨拶、白川事務総長が閉会の辞を述べ、二日間にわたる全日程を終了した。

同和推進十年の歩み

(8)

高野山真言宗同和局長 近藤 覚 玄

(一) 経過報告に当って

昨(63)年の2月24日(水)大阪の「な
にわ会館」という誠にすばらしい会場を
借用しまして、昭和57年3月、同和局設
置以来、二期6ヶ年を経過し7年目を迎
えようとするに当って、心からなる反省
と、さらなる今後の取りくみに就て、虚
心に総括すべきではないかと云う事で、
本山当局は勿論のこと、宗会議員、全国
の宗務支所長、宗内の同和専門委員、並
びに同和常任委員さん達を対象に、過去
7年間の取り組みに就ての経過報告と、
同和局関係諸規程中、同和問題に対する
基本方針や、推進要項等に就て紹介させ
て頂くことにしましたので、御了承下さ
い。

(二) 経過報告の内容

本宗では、昭和56年9月「ウスサマ明
王お札」の件を始めとする、五つの差別
事象の確認又は糾弾を受けた事を契機と
して、昭和57年3月の定期宗会に於て「同
和局」の開設が決議されました。

ところが、これに先立って、本宗の差
別事象の第一号とも云うべき「ウスサマ

明王お札」に関する対応として、急遽設
けられたのが「高野山真言宗同和問題協
議会」(略称「高真同協」)であり、高野
町同和委員長を始め地元の学識経験者、
本山の責任役員、大学・高校の先生方や、
婦人会の方達に委員を委嘱させて頂き、
さらに県事務所の方達の、指導助言のも
とに、とり敢ず当面の問題解決に向って、
努力して参ったのであります。

従って「同和局」が設置されてからは、
広く宗内全般に関わる他の四件、つまり
(一)差別戒名及び墓石の件、(二)法号戒名の
附け方及び解説書の件、(三)仏前勤行次第
の件、(四)真言宗実践双書に関する件等の
問題解決に、的(ま)とを絞って対応し
て参りました。

然し乍ら、一方戦国時代以後、徳川幕
藩体制時代を通しての、凡そ三百年更に
明治(45)大正(15)昭和(40)―(同和对策審議会
答申の出された年)―までの百年を加え
ると、実に四百年の長きに亘っていわゆ
る被差別部落の人達が、受けてきた筆舌
に尽し難い、差別の実態を思うとき、我
々仏教者も亦幕藩体制下に置かれていた

とは言え、宗教者と
しての毅然たる信念
で以て、その非を訴
えようともせず、む
しろ差別助長に加担
し、結果的には、祖
師の悲願であった鎮
護国家、濟世利民、
密厳国土の建設更に
は「虚空つき、衆生

つき、涅槃つきなば、我が願いも尽きな
ん」と誓願なされた、祖師の原点、つま
り御心に副い得なかつた事を、我々末徒
は心から、大いに慚愧し、反省の誠を尽
さなければ、ならないのであります。

何れにしましても、本日茲に御参集頂
いた方々は、本宗に於ける、先述の五大
差別事象の解決に当っては、絶大な御協
力を頂いた方達ばかりですから皆それぞ
れに、深く尊い見識を持たれている方々
と確信させて頂いております。

従いまして、今後わが高野山真言宗と
しての同和問題、特に人権尊重と、あら
ゆる差別解消に向けての、対応は如何に
あるべきか?について、何とぞ適切な指
針なり、御助言を忌憚なく頂く事が出来
得ますならば、誠に幸甚の至りござい
ます。

この事は、同和局長としましても、皆
様方の深遠なる教智と、絶大なる御協力
を頂きながら、精魂こめて此の問題に取
りくみ、須く祖師の御誓願に添い奉るよ
う最善の努力を払いますので何とぞ宜し
く御討議賜わりますよう重ねて、お願い

申し上げます次第でございます。以下略
(三) 本宗の同和局関係諸規程

その一、基本方針

弘法大師の「生かせ、いのち」の、御
教えに基づき、生きとし生けるものと、
共に歩む教化活動を、展開する事を通し
て、同和問題を始めとする、あらゆる差
別解消の為に邁進する。

一、同和問題に対する、正しい理解認
識の徹底をはかる。

二、差別解消をめざす教化活動を、強
化する。

三、教典等の理解の見直しを通して差
別助長の払拭を図る。

四、同和問題の解決推進の為の、体制
をととのえる。

この基本に基づき、関係諸機関、各
種団体との協調のもとに、宗団の主
体性に於て、総合的・積極的に推進
する。

▽ 同和推進要項

基本方針に基づき、宗団を挙げて同和
問題の解決に向けて、次の体制を整えて
推進する。

一、組織・委員会

1、同和問題に強力に取り組むため
次の機関を設ける。

2、同和局

3、同和委員会

(イ)、常任委員会

(ロ)、専門委員会

二、研修体制

1、宗団あげて、同和問題の正しい
理解と認識を図り、差別解消の

衆院選 全仏の推薦候補

- 三、広報活動
- 1、広報・布教活動を強力に展開することによって、宗団内外に広く此の問題解決啓発に寄与する。
 - 2、啓発資料の発行
 - 3、研修実施は、原則として次のとおりとする。
 - (イ)、宗団における各種研修会に於て、本山・地方を問わず、必ず同和研修を加えるものとする。
 - (ロ)、研修実施の結果については、同和局へ報告するものとする。

- 1、広報・布教活動を強力に展開することによって、宗団内外に広く此の問題解決啓発に寄与する。
 - 2、啓発資料の発行
 - 3、研修実施は、原則として次のとおりとする。
 - (イ)、同和問題の基本に関する物。
 - (ロ)、宗に於ける差別問題に関する物。
 - (ハ)、差別事象と教学とに関連する物。(収集を含む)
- ▽同和局・同和委員会規程割愛。

第三十九回衆議院議員総選挙に、本会は加盟団体より申請のあった立候補予定者に対し、推薦状を交付して支援いたします。

今後、各団体より申請のあった順に、本誌に掲載し、ご紹介いたします。

- ① 推薦団体
- ② 略歴
- ③ 現職



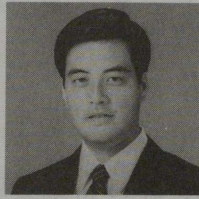
長野三区
小川 元 50歳 自民・現

- ① 世界平和同願会
- ② 学習院大卒 衆院商工委員 党 商工副部長
- ③



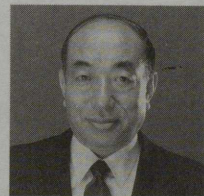
滋賀全県
山下 元利 68歳 自民・現

- ① 天台宗 ② 東大卒 議院運営委員 長 防衛庁長官
- ③ 党県連会長



三重一区
岡田 かつや 36歳 自民・新

- ① 真宗高田派 東大卒 通産省大臣官房企画調査官
- ②



静岡一区
原田 昇左右 66歳 自民・現

- ① 静岡県仏教会
- ② 東大卒 党政調副会長
- ③ 建設大臣



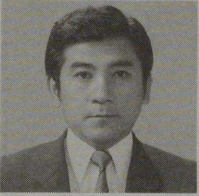
静岡一区
戸塚 進也 49歳 自民・現

- ① 静岡県仏教会
- ② 日大卒 通産政務次官
- ③ 衆院法務委員長



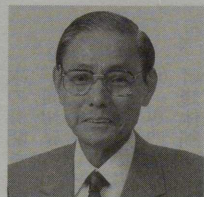
静岡一区
大石 千八 53歳 自民・現

- ① 静岡県仏教会
- ② 早大卒 党総務副会長 衆院農水委員長
- ③ 郵政大臣



静岡二区
斉藤 斗志二 44歳 自民・現

- ① 静岡県仏教会
- ② 上智大卒 日本青年会議所会頭
- ③ 党通信副部長



静岡二区
木部 佳昭 63歳 自民・現

- ① 静岡県仏教会
- ② 中大法中退 建設大臣 党副幹事長
- ③ 党総務会長 代理



香川二区
森田 一 55歳 自民・現

- ① 香川県仏教会
- ② 東大卒 自治政務次官 運輸委員
- ③ 運輸政務次官



東京三区
越智 通雄 60歳 自民・現

- ① 東京都仏教連合会
- ② 東大卒 経企庁長官 衆院大蔵委員長
- ③ 党総務副会長



群馬三区
中曽根 康弘 71歳 無・現

- ① 高野山真言宗
- ② 東大卒 内閣総理大臣 自民党幹事長
- ③ 通産大臣

「お寺と消費税」

—(3)—

長谷川正浩氏の講演から



長谷川正浩本会顧問弁護士

(4)対価を得て行うものであること

対価というのは、右があるから左があるというような関係に立つものです。例えば文房具屋さんへ行つて万年筆を買つてまいりますが、文房具屋さんから万年筆の所有権を私どもがもらつてくることのできるから代金を払うわけです。万年筆をくれなければ代金は払いません。だから契約が解除されれば万年筆を返し直すから代金も返してもらつて、そういうものです。

売買の時の物と代金というものは、一方があるから片方がある、一方がなければ片方がない。証券会社に株の売買を頼みます。そうすると証券会社が株の売買

をやってくれるから手数料を払うんで、売買をやってくれば手数料は払いません、こういうものです。

では布施収入をここに当てはめてみましょう。布施収入を当てはめてみますと、回向供養をするからお布施をわれわれはいただくのでしょうか。そうじゃありませんね。われわれが回向供養するというこの宗教行為は、お施主さんの財施とは無関係であります。法施、財施それぞれが独立した宗教活動、宗教行為です。もしこれが直接に売買代金などと同じような関係にあるとするならば、「お布施をくれなければお経を読みません」「お経を読んでもらわれないからお寺には寄付しません」となってしまう。そうではありませぬ。この点からもお布施、布施収入というものは、消費税の対象にはならないということですよ。

では、どのようなものに課税されるのかという、その限界事例について述べてみましょう。宗教活動収入。これは今も申し上げましたように、原則として不課税です。不課税という言葉は法律上の用語ではありません。この不課税というものは今、説明しました四つの要件のいずれかに当たっていない、もともと消費税の対象になり得ないというものを、不課税といっております。

後に出てまいります。非課税というものが、非課税というのは、四つの要件に当てはまりませんが、法律で税金をかけないことにしようということにしてあるものです。

宗教活動は原則、不課税ですが、例外として収益事業に当たるものは課税されます。「そんなばかなことがあるか。宗教活動で収益事業に当たるものがあるか」と言つてお叱りを受けるかもしれませんが、これが今の大蔵省や国税庁が考へている考え方です。

昭和五十六年の法人税法基本通達大改正の時に、十五―一―というのが付け加えられました。「宗教法人の本来の活動であっても、収益事業に当たるものがあるから注意せよ」ということが書いてある。どういうものかといいますと「経本の出版、寺報の出版、こういうものは出版業に当たる」と言っているんですね。誰かお寺さんで経本を出版したり寺報を発行する、あるいは宗門で新聞を発行される、これを収益事業だなんて意識されているところは恐らくないと思う。しかし、国税庁や大蔵省は、「収益事業だ」といつているわけでありませぬ。ですから、

「こういった収益事業に該当すると、これは消費税の対象になります」ということです。

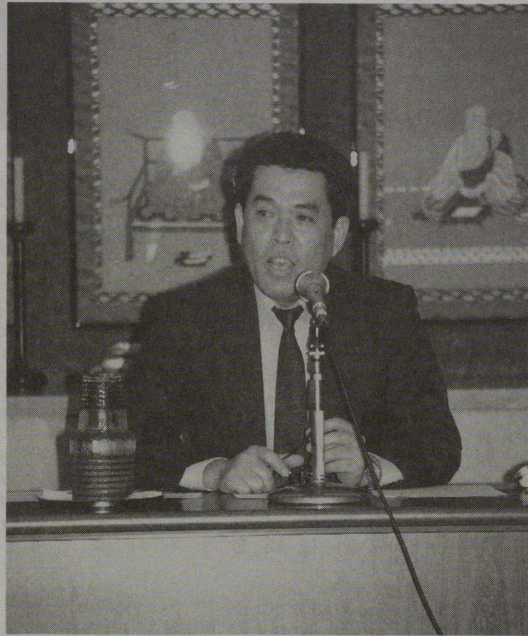
収益事業は、消費税が原則課税です。ところが土地の貸付は非課税です。ご承知のように宗教法人が居住用の家屋を所有する目的で貸し付けた時、固定資産税と都市計画税を合計した三倍以下の地代であるならば、原則として法人税はかかってまいりませぬから、すなわち収益事業にはなりません。三倍以上でありますと収益事業となつて、法人税がかかってまいりませぬ。しかし、法人税がかかってまいりまして、この土地の貸付については消費税は非課税です。非課税と言いますのは、さきほど言いましたように、この四つの要件に当てはまるけれども、法律で土地の貸付は消費税から除外しておるといふものです。

土地の貸付とか、土地の売買ですね、収益事業として土地の売買をやつておられるというような宗教法人はまずありませんでしょうが、「土地の売買とか、土地の貸付は、資本の移転であつて消費ではない」といふ考え方、消費税はかかつてこないのです。

土地というのは幾ら使つても消費してなくなつてしまふというわけではない。同じ不動産でも建物の貸付や建物の売買は、建物を買った借りたりするのは、消費してだんだんぼろぼろになつて消費していただきますので、これは消費税の対象になると、こういうふうな説明されているわけですよ。(以下は三月号につづく)

第四回「業・施陀羅問題」研究会

「差別・平等と業論の周辺の問題」



—講演される廣澤隆之師—

真言宗智山派伝法院教学研究室講師

廣澤隆之師が講演

去る十一月九日正午から

本会同和委員会が主催する、第四回「業・施陀羅問題」に関する研究会が、真言宗豊山派宗務所会議室で開催された。白川事務総長、旭照雅同和委員の挨拶につき、真言宗智山派伝法院教学研究室講師・廣澤隆之師が「差別・平等と業論の周辺の問題」を講題に、要旨次のような講演を行った。

◎はじめに(どのような前提に立つか) 業の問題を教理学的に扱う事は、あまり有効性を持たない。問題について、宗派的特徴を取り上げて行くと、必ずや教理学は教判論に依拠した研究によって、今日的な課題を有効に取り上げられなくなる危険性がある。前提として、各宗派が抱えている個別の問題よりも、より一般的な問題を取り上げたい。 今日、業論が見直しをせまられ、差別

いて、近代の自然法概念は、どのくらい組み込めるかという事を、現代的な問題意識として、我々はとらえていない。すなわち、仏教には自然法的な意味での平等思想があったかという事を、問うべきである。 大乘仏教はインドで発生して以来、菩薩行というすばらしい思想を準備してくれはしたが、他面において仏教の歴史としては、ある時代の社会状況へのコミット

問題として語られる場合、その背景として、過去あるいは現在の悲愴さが語られる。問題なのは、差別事象があるといった場合、平等と云う概念が成立していないければ、それが差別だとはいえない事にある。 差別問題については語りながら、平等の概念について、日本の仏教界が今まで、どれほど議論をして来たか、疑問を感じる。 仏教語や漢文の中に「平等」ということはあるが、現在使っている平等ということばは、近代ヨーロッパの自然法概念から出て来たものであろう。 釈尊以来の伝統仏教にお

トの仕方において、現実妥協主義というのが常にあったのではないかと思う。 例えば、戦前の皇道仏教は、天皇制に仏教がコミットして行く事により、天皇賛美の方向に仏教が傾いて行った。それに対して、戦後に民主主義の時代になると、仏教は民主主義を受け入れて行く。これらは一つの時代への迎合であろう。

(1)人は生まれながらに平等か

今ほとんどの仏教の啓蒙書、あるいは学術書において当然のように、人は生まれながらに平等であり、人間平等主義を釈尊は説いたという事を前提とした上で、我々は論を進めている。

現代においては、平等・差別は対概念ではあるが、人はみな平等であるという事は、仏教ではどこにも書かれていない。平等という概念は、自然法が持つものであり、当然それは人権思想という人間観を持っている。さまざまな自然法学者たちの意見の集大成が、「アメリカ人権宣言」と「フランス人権宣言」である。この二つの宣言は、当然「日本国憲法」にまで流れる思想である。

ここでは、平等とは社会的な諸権利に関する平等である。現在問われている同和問題において、結婚という社会的契約が制限される事は、基本的な人権の侵害といえる。それは一つの権利である。社会的な諸権利に関する平等であり、それは「日本国憲法」にも流れる考え方である。 平等の概念が、社会的諸権利に関する平等であるならば、仏教は社会的権利に関してどのような発言をして来たか、と

いう問題が出て来る。

仏教では、自然法が前提とする、人格的に自立した個人の関係を考慮した教理は、出来上って来なかった。少なくとも大乘仏教の理想は、個人の対立関係ではなく、一体観のようなものであるところの慈悲による。この慈悲を根底とした人間観は、どうも平等思想になじまない。

もう一つの問題は、仏教では生まれながらを、自然的に了解できるかという事にある。輪廻を生存の前提とした教理学が、ある時期に仏教においても成立した。この輪廻的生存というものでとらえる人間観に立つ仏教であれば、衆生(有情)は生まれながらに不平等である、という事が前提となるべきである。

生まれながらには不平等である事を前提として、仏教は現実を見る。さまざまな悲惨な状況に対し、人間として生まれ来た自分のシンパシイをもって、その苦しみにシンパシイを感じる事によって、自分の生き方を決定して行こうとするのが、仏教だったのでないかと思う。

また、輪廻的生存を当り前のように受け止めていた時代の人々と、輪廻的生存に確実さを認めない現代人の人生に関する考えの落差を考えておかないと、簡単に昔の人たちの事を批判できないという、難しい問題が横たわっている。

平等とは、社会的諸権利に関する平等であり、それを仏教は説かなかった可能性が強い。仏教は、人は生まれながらに不平等であるという立場に立つのではないだろうか。

(2) 仏教は人間の平等を説いてきたか
仏教の平等思想を語るとき、『スッタニパータ』の一節を利用する人が多い。仏教は人間平等主義を説いたという事を『スッタニパータ』を引用して免罪符を得る事は、次の二つの理由により、ア

熱心に聴講する参加者



ンフエアであると考える。

① 私たちの仏教の教理である大乘仏教は、『スッタニパータ』のような初期仏教を重視してこなかった伝統に基づいて形成された。

私たちの教理学は、アビダツマの教理学を受け止めた大乘が、中国、日本で展

開して来たものである。そこには根本的に『スッタニパータ』を無視して来た歴史がある。その『スッタニパータ』を引用して、仏教は平等思想を説いて来たという事で、現実を迎合して行く免罪符とする事には、不純な動機があると思う。よく利用する経典に、『スッタニパータ』、『ガンマパダ』があるが、こうしたものを重視するのは、近代の仏教学がもたらした成果である。

② 『スッタニパータ』の一節が、はたして人間の生まれながらの平等を説いているといえるか。

輪廻思想は、釈尊の根本的な思想ではない。しかし仏教が、教化のために取り入れたインドの伝統的思想である以上、それは単に説明の手段だとはいえない。したがって、『スッタニパータ』も輪廻の問題を無視して、生まれながらの平等を考えているという事は、ゆるされない。

業が生存の状況を決定的に決定する事は、仏教が最初から持っていた考えである。当然『スッタニパータ』においてさえも、業は来世の生存のあり方を決定づけるという事は考えられている。

ここで問題は、業の問題は輪廻として結びついて考えられていたという事である。そこで『スッタニパータ』を引用する事には、業を合理的に現在の平等主義に当てはめようとする意図があり、現代の有力な思想に、自分たちの考え方を当てはめる方向で、仏教の典籍を読んでいるのではないかと考えられる。

結論的というなら、仏教は元来、我々

が今日語るような意味での、平等を考慮して教理は成立していない。そもそも仏教、あるいはインドの伝統に、人間だけを特別に見る考え方があったのかという事である。インドにおいて、輪廻という事を考えて行けば、人間と他の動物は、根本的には存在的に同一のもので支えられている。そういったところに、人間の平等などという考え方が出て来るはずはない。

近代ヨーロッパの「ヒューマニズム」に対比し、人間中心主義が成立していない仏教において、人間の平等を我々が説く事には、大きな疑問が出て来ると考えられる。

この後、出席者からさまざまな質問が出され、研究会は午後三時に終了した。

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表(841) 4965

長野県仏教徒大会

第35回 約1万人が参集

去る十月二十九日、第三十五回長野県仏教徒大会が、「仏の教えの中に生きよう」を大会テーマに、飯田市飯田文化会館で、約一万人の参加者により開催された。午前九時半から第一部の法要が始まり、第二部の式典では、本会の代表として白川事務総長が祝辞を述べた。

その後、第三部の記念講演では、宗教文化研究所長・ひろさちや氏が、「家庭仏教のすすめ」を演題に講演した。ひろ氏は独特のユーモアあふれる語り口で、自身の体験をまじえて約一時間半にわたって熱弁をふるい、会場につめかけた参加者から喝采をあびていた。

第四部は閉会式。大会宣言文の発表があり、大会は盛会のうちに終了した。

事務局録事

(十一月)

- 一日 部落解放基本法制定要求中央集会出席
- 五日 名張念法寺落慶法要参列
- 六日 局内会議
- 八日 秋山祐雅元真言宗智山派管長本葬儀参列

日本の心を伝える



寺院内陣荘厳・仏具納骨堂工事

はせがわ

西日本本部/福岡市博多区博多駅前日生ビル ☎092(472)1621(代)

東京本部/東京都中央区銀座共同ビル新銀座 ☎03(541)3891(代)

寺院専門工場 横浜谷川仏具工事/直方市大字中東明日香台 ☎0942(4)7211(代)

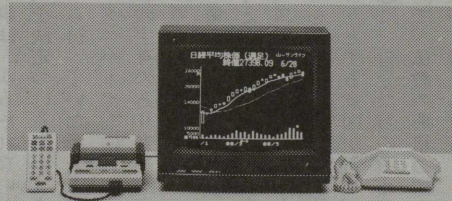
哀悼

- 九日 同和委員会研究会
 - 十日 関東地区財務担当者会議
 - 大谷派真宗会館落慶式出席
 - 十四日 日宗連理事会出席
 - 十四日 同和現地研修会(奈良)
 - 十五日 関西地区財務担当者会議
 - 十四日 十九日 ネパール現地調査
 - 二十四日 局内会議
 - 二十七日 都道府県仏教会代表者会議
 - 二十九日 日宗連税制シンポジウム出席
 - WFB執行委員会(タイ)
- 大谷智子氏
十一月十五日、八十三歳で死去。真宗大谷派門首裏方。全日本仏教婦人連盟会長。

ピピットと株式、ファミコンで。



ファミコンで、リアルタイムの株式投資。時価速報など、最新の株式情報がたちまちわかる。早朝、深夜でも株式の売買注文がピピットできる。山一のサンラインF-III。わが家のファミコンが、こんなに役にたつとは。



山一のサンライン

お申込みは最寄りの山一証券、本・支店または下記の電話へ

「サンライン」専用お問合せ電話(通話料金無料)

☎(局番なし) **0120-001234** ※平日8:30-17:00 ※土曜(第2・3を除く)8:30-12:00

山一証券

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1 ☎(03)276-3181(代表)

詳しい資料をご希望の方は、右の資料請求券を裏面に貼って住所・氏名・電話番号・職業・年齢をご記入の上、〒103 東京・日本橋局区内 山一證券証券情報部宛ご請求ください。

資料請求券
サンラインF-III
全 仏

一九八九年十二月一日発行
十一月号 第三五四号

発行人 白川良純
発行所

財団法人 全日本仏教会

〒一〇五 東京都港区芝公園四一七四
電話 〇三(五五五)七二二五